

公益社団法人鳥取県獣医師会との災害時における動物救護活動に関する協定の締結について

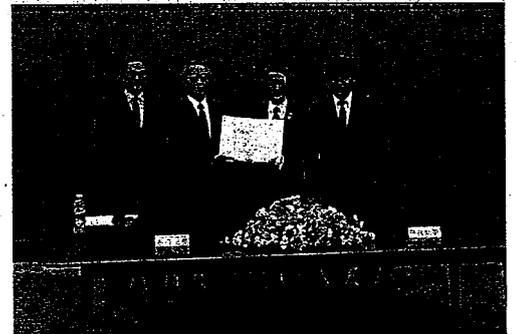
令和2年4月21日
くらしの安心推進課

鳥取県地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合において、獣医師と連携した動物救護活動の実施体制を確保することを目的に、鳥取県と公益社団法人鳥取県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）との間で、災害時における動物救護活動に関する協定を締結したので、その概要を報告する。

1 協定締結式

- (1) 日時 令和2年3月27日（金）
午前10時から10時20分まで
- (2) 場所 知事公邸第1応接室
- (3) 出席者
獣医師会
会長 石田 茂（いしだ しげる）
副会長 高島 一昭（たかしま かずあき）
専務理事 山根 健介（やまね つぐよし）
県：知事、生活環境部長、くらしの安心局長
くらしの安心推進課長

鳥取県と(公社)鳥取県獣医師会との災害時における動物救護活動に関する協定締結式



2 協定の概要

- (1) 協定の名称
災害時における動物救護活動に関する協定
- (2) 協定の目的
災害時における獣医師会と県の役割を明確化し、円滑かつ効果的な動物救護活動の実施体制を確保する。
- (3) 協定の主な内容
鳥取県域において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、獣医師会に以下の動物救護活動の協力を要請する。
ア 動物救護本部及び動物救護現地チームの設置及び運営への協力
イ 被災地及び避難所における被災動物への治療及び管理指導
ウ 被災地及び避難所における被災動物に関する飼養者への相談対応
エ 獣医師会の会員の所有する診療施設等における、動物の一時保管及び治療
オ 被災地における飼養者不明動物等に関する情報収集及び情報提供
カ その他、県が公衆衛生の観点から必要と認める活動

3 協定締結者

獣医師会
所在地：鳥取市吉成731-1
代表者：会長 石田 茂

4 協定の効果

獣医師会は多くの獣医師を擁する団体であるとともに、鳥取県地域防災計画において、県と共に現地本部を設置・運営する役割があることから、協定締結を行うことにより、災害時における獣医師会と県の役割を明確化し、円滑かつ効果的な動物救護活動の実施体制を確保することができる。

5 参考

鳥取市については、本協定で包括することとし、動物救護活動の実施体制の確保について、鳥取市とも協働して取り組む。